

（仮称）輝北風力発電事業Ⅰ 更新計画

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和3年12月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法.....	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	5
(1) 意見書の提出期間.....	5
(2) 意見書の提出方法.....	5
(3) 意見書の提出状況.....	5
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年10月27日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和3年10月27日（水）付 南日本新聞（朝刊：11面）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 令和3年10月13日（水）発行 広報かのや（別紙2-1参照）
- ・ 令和3年10月12日（火）発行 広報きりしま（別紙2-2参照）

※垂水市は関係地区の住宅全戸に、④に示すチラシの投函をおこなったため、広報誌への掲載は市の担当者の判断で見送られた。

③ インターネットによるお知らせ

令和3年10月27（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 鹿児島県のウェブサイト（別紙3-1参照）
- ・ 鹿屋市のウェブサイト（別紙3-2参照）
- ・ 霧島市のウェブサイト（別紙3-3参照）
- ・ 垂水市のウェブサイト（別紙3-4参照）
- ・ (株)ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト（別紙3-5参照）

④ その他のお知らせ

- ・ 周辺地区へのチラシ送付

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

鹿児島県庁：環境林務部環境林務課

鹿屋市役所：本庁 1 階ロビー、輝北総合支所 1 階応接室

霧島市役所：本庁本館 2 階環境衛生課、福山総合支所ロビー

垂水市役所：牛根支所ロビー

② インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト

<https://www.eurus-energy.com/assessment/28615/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 3 年 10 月 27 日（水）から 11 月 26 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、鹿児島県、鹿屋市、霧島市、垂水市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とし、意見募集期間（12 月 10 日（金））まで閲覧期間を延長した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 20 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

鹿児島県庁：環境林務部環境林務課 0 名

鹿屋市役所：本庁 1 階ロビー 6 名

輝北総合支所 1 階応接室 0 名

霧島市役所：本庁本館 2 階環境衛生課 14 名

福山総合支所ロビー 0 名

垂水市役所：牛根支所ロビー 0 名

なお、縦覧期間において、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 662 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の 2 の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2-1～2-2、別紙 3-1～3-5 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 鹿屋市

- ・ 開催日時：令和 3 年 11 月 3 日（水・祝） 10：00～12：00
- ・ 開催場所：鹿屋市役所輝北総合支所 2 階大会議室 A
(鹿児島県鹿屋市輝北町上引 3914)
- ・ 来場者数：1 名

② 霧島市

- ・ 開催日時：令和 3 年 11 月 4 日（木） 19：00～21：00
- ・ 開催場所：福山公民館（鹿児島県霧島市福山町福山 5290-61）
- ・ 来場者数：12 名

③ 垂水市

- ・ 開催日時：令和 3 年 11 月 5 日（金） 19：00～21：00
- ・ 開催場所：牛根地区公民館（鹿児島県垂水市二川 553-2）
- ・ 来場者数：7 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 10 月 27 日（水）から 12 月 10 日（金）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 3 通の意見書が提出された。提出された意見は 40 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、一般の意見は一部を除き、原文のとおり記載している。また、意見書に添付されていた図表や写真等についてはお示ししていない。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解

<全体>

意見	一般の意見	事業者の見解
1	15. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク(環境省)において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。事業者の見解を示すこと。	評価書につきましては、弊社の案件のものは環境省図書館に寄贈しており、縦覧期間終了後もそちらで常時閲覧可能となっております。事後調査報告書に係る縦覧期間終了後の公表については今後検討してまいります。

<事業計画>

意見	一般の意見	事業者の見解
2	既存の風力発電10基を撤去し、配電力工事等するとは風力発電の効率が悪く、お金がかかるばかりではないか?税金が外国に流れるのか。送電ロスも生じるが、風力発電を建てる税金をもらうために工事を行い自然破壊し人災を生むのか。鹿児島県の景観も悪くなるので効率の悪い風力発電はやめてもらいたい。高さ145mの風力発電は安定して回らないと思う。やめてもらいたい。台風など鹿児島県は良く来ます。	今回の更新においては、既設風車16基を撤去し新たに6基の新設を計画しておりますが、発電所全体としての発電容量に変化は無く1基当たりの発電効率は良くなるものと考えております。 税金に関しても無為に外国に流れる事は無く、何らかの税金(補助金)を得る事を目的として工事を行う意図も一切御座いません。 送電ロスに関しては他電源種の発電所と比較しても遜色ない水準となっております。 また、採用する風力発電機は最高地上高が145mとなり既設風車と比べると大型化されますが世界的に運転実績を有する機種となっており、当社としても風車が安定的に回る場所を慎重に選定することで、風車が回らないといった非効率な発電所とならないよう最大限の検討を行います。 なお、景観につきましても鹿児島県景観形成ガイドラインを遵守し鹿児島県とも協議の上、検討を進めさせていただきます。

<騒音>

意見	一般の意見	事業者の見解
3	輝北天球館も低周波で健康被害が出ます。やめて下さい。	準備書においては、メーカーから受領した4,300kWの風力発電機の騒音のパワーレベルや低周波音に係るG特性音響パワーレベルの資料を用いて、音の伝搬理論式に基づき算定した風力発電機が稼働している将来の予測値を、「10.1.1 大気環境」に示しております。予測結果では超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っております。 なお、環境監視も実施いたしますが、万が一健康被害のお声を頂戴した場合は、個別に現地状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、風車影響によるものである事が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえながら、個別に対策を検討していきたいと考えております。

< 動物 >

意見	一般の意見	事業者の見解
4	■1. 意見書は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「いであ株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作意が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見書は要約せず、全文公開しています。また、各意見の内容について個別に見解を示しております。
5	■2. 既設事業で確認されたバットストライク・バードストライクについて P595「死骸調査でコウモリ類の死骸が確認されなかった」とある。本当ならば、大変結構なことである。しかし、何も無いのは逆に違和感を感じる。 本事業者「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」が国内で開発した他の風力発電事業地においても、これまでバットストライクは確認されていないのだろうか？仮に確認されている場合は、事業名、種名、死骸確認年月、確認個体数（可能な性別・年齢）、調査方法をすべて述べていただきたい。	既設事業におけるバットストライク及びバードストライクについては、死骸確認調査及び定期点検時において死骸は確認されておられません。 また、既に公表済みである弊社他事業の環境影響評価図書にも記載しておりますが、コウモリ類の死骸が確認されたケースはございます。
6	■3. 死骸調査について以下の情報が記載されていない 住民に指摘されたにもかかわらず、P380 事業者は死骸調査方法について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠していない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」のP3-97 には以下の項目がある。よって、事業者は①～③の値を明記すること。 ①「死骸の消失率」 ②「死骸の発見率」 ③「調査域内の踏査率（各風車の踏査可能面積の割合）」	調査期間である2年間のうち、8か月において実施した死骸調査では、コウモリ類の死骸は確認されませんでした。 なお、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」のP3-96 には、「なお、ここで示したのは標準例であり、具体的な実施方法は専門家に意見を求めるなどして決定するのが望ましい。」との記載がございます。 本事業の死骸調査は、専門家からの意見を踏まえた上で実施しております。同様にして今後も専門家の意見を踏まえつつ、更新後におけるバットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。
7	■4. 死骸調査について調査頻度が少ないのは「不適切」 P594 死骸調査の実施期間は『2019年4月から2020年2月』とあるが、月1回しか実施していない（1回あたり2日、2019年10月のみ2回）。コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は、1基あたり3日に1回（2日おきに回る）の頻度で行うことが推奨されている※2。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。

	① 小型の死骸はスカベンジャーにより速やかに持ち去られるので月 2 回の頻度では、死骸が見つからないのは当然である。 ② ①は住民に指摘された事項にもかかわらず、事業者らは無視した。 ③ ②事業者らは、コウモリの死骸が見つかるのをおそれたため、あえて意見を無視したのか？ ④ ②③より事業者らは住民意見や環境保全を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※1 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018. ※2「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
8	■5. P319 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との住民意見に対し事業者は「本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満の場合には完全に停止することはありませんが、カットイン風速以上の場合と比較するととても遅い動きとなります」と回答した。 ① 本事業の風力発電機は、カットイン風速未満ではフェザリングを行うつもりなのか？行わないつもりなのか？が分からないので明記せよ。 ② 「とても遅い」は主観的な表現なので、回転速度（rpm）で示し、かつ、ブレード先端の移動速度を時速に換算して表記していただきたい。	①採用予定の風車機種では、基本的にカットイン風速未満でのフェザリングを行います。フェザリングを行っている状況でも、ブレードが完全に固定（停止）しているわけではなく、あくまで遊転状態となります。 ②フェザリング状態ですので、継続回転は致しません。よって、ほぼ 0rpm となります。（ただし、ブレードは固定状態ではなく遊転状態となります。）
9	■6. 本事業の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満の風速時にフェザリングを実行するのか？実行しないのか？を曖昧なまま予測をしており「不適切」 ① 本事業の風力発電機は、カットイン風速未満の風速時にフェザリングを実行するのか？実行しないのか？予測の前提条件に記載していただきたい。 ② 仮に「カットイン風速未満でフェザリングをしない」ならば、ブレードは自由回転するため、バットストライク（バロトラウマ）が発生する危険性は残ったままである。 ③ ②の場合、P749、P752 コウモリ類の影響予測「風速 4m/s 以上の・・・ブレード・タワーへの接近・接触への影響は小さいと予測される」の理屈は成立しない。	①採用予定の風車機種では、基本的にカットイン風速未満でのフェザリングを行います。評価書においては、予測の前提条件に記載いたします。 ②カットイン風速未満ではフェザリングするため、ブレードの遊転状態とはなりますが、風を受け流す状態のため、回転はいたしません。カットイン風速未満ではフェザリングをするため、予測結果は妥当であると考えます。

意見	一般の意見	事業者の見解
10	■7. コウモリ類の予測が「不適切」 P747 クロホオヒゲコウモリ、P748 ノレンコウモリのブレード・タワーへの接近・接触について「本種は（中略）ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。しかしながら、高度調査で確認された音声データでは、風車ブレード回転域下の高度 15m では 7, 211 回、回転域の高度 50m では 424 回である。また風力発電機は 16 基から 6 基に減少し、（中略）風力発電機の間隔が保たれることから、本種の迂回可能な空間は確保される。以上のことから、ブレード・タワーへの接近・接触は小さいと予測される」とある。 ① 上記の予測をまとめると、ブレードタワーへの接近・接触による影響が小さいと予測した根拠は、以下 3 点である。 (1) 風車ブレード回転域下の高度 15m では 7, 211 回、回転域の高度 50m では 424 回である。 (2) 基数は 16 基から 6 基になる。 (3) 迂回可能な空間が確保される。 ② (1) 風車ブレード回転域下の高度 15m では 7, 211 回であったとしても、回転域の高度 50m では 424 回もコウモリが確認されており、バットストライクの発生する危険性は残ったままだ。事業者の主張には「確認例数が回転域下より少なければバットストライクは発生しない」という前提が隠れている。しかし、確認例数が周辺と比較して少なくても、それ自体がバットストライクが発生しない（影響が小さい）という理由にならない。例えば、上記予測は「高速道路 A は首都高速 B より通行台数が少ないので事故は起こらない」と同じ論理構造である。 ③ (2) 基数が 16 基から 6 基と減るが、風力発電機の規模は 1,300kW から 4,300kW に増加する（P37）。ブレードの回転体積（m^3）で比較すれば、既設は半径 31m で体積は $\frac{4}{3} \cdot \pi \cdot r^3 \div 124,725 \text{ m}^3$、既設体積合計は $124,725 \times 16 = 1,995,600 \text{ m}^3$、新設は半径 60m なので体積は $904,320 \text{ m}^3$、新設体積合計は $904,320 \times 6 = 5,425,920 \text{ m}^3$ となり、体積では新設の風車は既設の約 2.7 倍になる。飛翔するコウモリにとっては、危険な物質の体積が 2.7 倍に増えるということだ。よって、基数が減ることはバットストライクが発生しない（影響が小さい）という理由にならない。 ④ (3) 「風力発電機の間隔が保たれ、迂回可能な空間は確保された」風力事業地においてバットストライクが発生している※。よって、「風力発電機の間隔が保たれることから、バットストライクは発生しない（影響が小さい）」という理屈は成立しない。 ⑤ ②～④の理由から、事業者の影響予測は根拠がない、先入観（正常性バイアス）による予測と判断される。	クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリにつきましては、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。 また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の意見を聴取し、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。

	⑥ ⑤より本準備書の影響予測は「適切とは言えない」。 ※ 45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド）福島県 ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県	
--	--	--

※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県 ※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県 ※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道 ※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県	
--	--

意見	一般の意見	事業者の見解
11	■8. コウモリ類の予測が「不適切」 P749 ヤマコウモリのブレード・タワーへの接近・接触について「本種は（中略）ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。また、高度調査で確認された音声データでは、風車ブレード回転域下の高度 15m では 179 回、回転域の高度 50m では 168 回である。しかしながら、20kHz 区分の風速別確認回数では、風速 0～3m/s の確認が 60. 2%と高く、風速 4m/s 以上での確認は 39. 8%と減少する。また風力発電機は 16 基から 6 基に減少し、（中略）風力発電機の間隔が保たれることから、本種の迂回可能な空間は確保される。以上のことから、ブレード・タワーへの接近・接触は小さいと予測される」とある。 ① 上記の予測をまとめると、ブレードタワーへの接近・接触が小さいと予測した根拠は、以下 3 点である。 （1） 風速別確認回数では、風速 0～3m/s の確認が 60. 2%、 風速 4m/s 以上の確認は 39. 8%である。 （2） 基数は 16 基から 6 基になる。 （3） 迂回可能な空間が確保される。 ② （1）について風速 0～3m/s の確認が 60. 2%、風速 4m/s 以上での確認は 39. 8%であったとしても、低風速時（4m/s 未満）においてブレードは回転するのでバットストライクは発生する可能性がある。本予測は、前提条件として、「カットイン 4m/s 未満のフェザリング」をしないかぎり成立しない。 ③ ②より「風速 4m/s 未満でフェザリングをする」ことを環境保全措置に明記しないとならない。 ④ （2）基数が 16 基から 6 基と減るが、風力発電機の規模は 1,300kW から 4,300kW に増加する（P37）。ブレードの回転体積（m^3）で比較すれば、既設は半径 31m なので体積は $\frac{4}{3} \cdot \pi \cdot r^3 \approx 124,725 \text{ m}^3$、既設体積合計は $124,725 \times 16 = 1,995,600 \text{ m}^3$、新設は半径 60m なので体積は 904,320 m^3、新設体積合計は $904,320 \times 6 = 5,425,920 \text{ m}^3$となり、体積では新設の風車は既設の約 2.7 倍になる。飛翔するコウモリにとっては、危険な物質の体積が 2.7 倍に増えるということだ。よって、基数が減ることはバットストライクが発生しない（影響が小さい）という理由にならない。 ⑤ （3）「風力発電機の間隔が保たれ、迂回可能な空間は確保された」風力事業地においてバットストライクが発生している（※■7）。よって、「風力発電機の間隔が保たれることから、バットストライクは発生しない（影響が小さい）」という理屈は成立しない。 ⑥ ④～⑤の理由から、事業者の影響予測は根拠がない、先入観（正常性バイアス）による予測と	ヤマコウモリにつきましては、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。 また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の意見を聴取し、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。

	判断される。 ⑦ ②及び⑥の理由により本準備書の影響予測は「適切とは言えない」。	
12	■9. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。
13	■10. コウモリ類の保全措置について 2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229 （2020 年 8 月、船越公威）	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。
14	■11. 事業者は「できる限りのコウモリ類の保全措置」をするつもりがないので、FIT 不適格 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている（■9、■10）。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりであろう。カットインをあげるなどコウモリの保全措置には経済的コストが生じるが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の 1%以下）。本事業者は「できる限りの保全措置を実施しない」ので、本事業へ FIT を適用し再エネ賦課金を支払うのは「適切ではない」。	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。

意見	一般の意見	事業者の見解
15	■12. 事業者は「できる限りのコウモリ類の保全措置」をするつもりがないので、FIT 不適格 2 本事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施するべきである。しかし事業者は「できる限りの保全措置を実施しない」ので、本事業へ FIT を適用し再エネ賦課金を支払うのは「適切ではない」。	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。
16	■13. P749 ヤマコウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近・接触）が不適切 1 「環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する」とある。 「ライトアップを実施しないことから、ブレード・タワーへの接近・接触を低減できる」との主張だが、「ライトアップをしていない施設」においてヤマコウモリのバットストライクは発生している※。嘘をつくな。 本準備書に記載しているヤマコウモリの予測は「適切とはいえない」。 ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウィンド）福島県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウィンド上ノ国）北海道 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体	夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。 その結果、ヤマコウモリにつきましては、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。 また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の意見を聴取し、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。

	「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和2年8月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県	
17	■14.P747～P752 コウモリ類の予測結果(ブレード、タワーへの接近・接触)が不適切 「環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する。」とある。 だが、「ライトアップをしていない施設」においてコウモリ類のバットストライクは発生している※。 よって、本準備書に記載しているコウモリ類の環境保全措置(ライトトラップを実施しないこと)により、「バットストライクを低減できる」とは言えない。これ以上コウモリを殺すな。 ※45個体(4種、1～32個体)、2015, 07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体 合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22年6月、株式会社ジェイウインド) 福島県 ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県) ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県	夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。 その結果、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。 また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の意見を聴取し、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。

※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県 ※ヒナコウモリ 1 個体「（仮称）新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県 ※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力）高知県 ※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（公開版）」（令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY）秋田県 ※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書」（2021 年 8 月、株式会社ジェイウィンドせたな）北海道 ※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」（令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）宮城県	
---	--

意見	一般の意見	事業者の見解
18	■ 15. 「ライトアップの不実施によりバットストライクの低減効果がみられた」というエビデンスは存在しない P747～P752「環境保全措置として、餌となる昆虫類を誘引する可能性のあるライトアップを実施しないことから、ブレード、タワーへの接近・接触による影響を低減できるものと予測する。」とある。 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップを実施しない」ことを掲げたが、「ライトアップの不実施によりバットストライクが『低減』された」というエビデンスは、これまでのところ存在しない。 一方で、2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 『エビデンスのない保全措置のみを恣意的に採用』し、『エビデンスのある保全措置を採用しない』行為は『適切とはいえない』。事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。よって、本事業へFITを適用し再エネ賦課金を支払うのは「適切ではない」。これ以上コウモリを殺すな。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229 （2020 年 8 月，船越公威） ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	夜間のライトアップをしないことにより、コウモリ類の食物となる昆虫類を誘引させず、獲物を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近又は衝突の可能性を軽減します。 その結果、ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。 また、事後調査の結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の意見を聴取し、実行可能な範囲で、環境保全措置の実施を検討いたします。

意見	一般の意見	事業者の見解
19	■16. 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と明記してある。国内手引きに「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに明記してある」が、事業者らは本事業において検討しない理由は何か。 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版、環境省） https://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/_91/3rev.pdf	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響は小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を仰ぎ、環境保全措置を検討いたします。
20	■17. 事業者の選定する専門家は信用できない 「専門家等」は、事業者が選定し、謝金も事業者側が支払うのであろう。ならば、事業者にとって、都合の良いことを言う「専門家等」を、恣意的に選択する可能性がある。よって、「専門家等」の発言はすべて信用できない。	地域に精通した専門家へのヒアリングにより、地域の状況を踏まえた調査、予測及び評価の手法並びに結果について、有益なご意見を頂くことができました。
21	■18. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※1。 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸検索は、1 基あたり 3 日に 1 回（2 日おきに回る）の頻度で行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出 1 時間後より開始することが推奨されている※2。 ※1 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018. ※2 「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No. 6」 https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。

意見	一般の意見	事業者の見解
22	■19. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4月）※1や秋季（10月下旬）※2にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4月から11月まで徹底的に実施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。
23	■20. コウモリ類の死骸探索調査について 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。
24	■21. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけれられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施すべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	事後調査の内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、2011）を参考に計画しております。調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。

意見	一般の意見	事業者の見解
25	■22. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。
26	■23. 「事後調査」はアセス制度の抜け穴 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査につきましては、環境影響評価法及び電気事業法に基づき適切に実施し、その結果は報告書としてお示しいたします。
27	クマタカへの影響は大なので建設しないで下さい。ヤイロチョウが来る貴重な山を風力発電で追いやらないで下さい。	- クマタカにつきましては、既設風力発電機の設置後の15年後である更新前の段階でも、既設風力発電機16基が稼働している中で、クマタカは風力発電機の存在する尾根を境界として4つがい分布し、活発なディスプレイ及び繁殖行動がみられ、2つがいで繁殖成功も確認されました。したがって、本事業における既設風力発電機によるクマタカの生息への影響はなかったと言えます。また、今回の更新により、クマタカの生息地は若干の改変が生じるものの、営巣環境及び狩り場環境が周辺に広く残存すること等から更新後においても事業地周辺で生息し、繁殖活動を継続すると予測いたしました。 - ヤイロチョウやその他の重要な種については、調査地域における生息、生育環境への改変面積は小さいと考えられるものの、事業の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を回避、低減するため、環境保全措置を適切に行って参ります。

28	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、もっとも影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	意見書は要約せず、全文公開しています。
29	1. 本準備書についてコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなわない理由を述べよ。（348）でヒアリングをおこなった大学客員教授の意見「コウモリ類の確認種は、確認されたコウモリの獲物が生息する植生と関係があったものと考えられる」は意味が理解できない。事業者は調査の結果としてどのように解釈されているか見解を示すこと。	本事業においてヒアリングを行った専門家はコウモリ類を含む動物全般の専門家です。また、（準備書 p348）に記載した専門家の意見については「コウモリ類の確認種は、餌とする昆虫を介して植生と関係がある」と解釈しています。

意見	一般の意見	事業者の見解
30	2. (380)におけるコウモリ類の死骸調査において「なお、調査は日の出から1時間程度で行った」と記載されているが、(594)に示す1から3日間の調査期間中のわずか1時間で毎早朝に16地点すべての既設風力発電機を調査したということか。さらに鳥類の死骸調査方法と異なる理由も同時に述べること。	調査回毎に調査期間を通して16地点の調査を実施いたしました。また、鳥類の死骸調査と同じ方法で実施しました。
31	3. (380)の注釈1に「*1: コウモリ類が発する超音波を人間の可聴音に変換する装置」との記載がある。これはヘテロダイン方式のバットディテクターの中で、「*1」の次に示された機種はフルスペクトラム方式のバットディテクターである。使用する機材の特性が理解できておらず、きわめて未熟な調査と考える。	フルスペクトラム方式のバットディテクターにより記録したデータはコンピューターにより可聴音に変換可能です。
32	4. (380)の「バットディテクターによる確認」において「個体数を記録した」と記載されているが、バットディテクターでは個体数は把握できない。	評価書において記載を修正いたします。
33	5. (380)の「バットディテクターによる確認」において「確認時のバットディテクターの反応状況」とは何を記録したのか。使用したSM4BAT-FSは入感ランプが点灯する程度である。「ランプがついた」と記録したのか。	バットディテクターに記録されたデータから作成したソナグラムのことを表現いたしました。
34	6. (594)の「バットディテクターによる確認」の調査は6月及び7月であることから夏季2回ではないのか。当該地域(南九州)において6月を春とする生物学的基準の根拠を示すこと。	本調査では、6月初旬を春季調査として実施しました。
35	7. (594)の「ハーブトラップによる捕獲」の調査は6、7月及び10月であることから、夏季2回、秋季1回ではないのか。当該地域(南九州)において6月を春とする生物学的基準の根拠を示すこと。	本調査では、6月初旬を春季調査として実施しました。
36	8. (597)の「表 10.1.4-4」の結果は、1晩あるいは2晩以上の記録なのか。どこにも記載がない。季別日別の調査開始終了時刻を記載する必要がある。	いずれも調査期間初日の日中にバットディテクターを設置し、調査期間最終日の日中に回収しました。
37	9. (597)の「周波数により該当する可能性がある種」の「区分」に「キクガシラコウモリ」および「コキクガシラコウモリ」の種名が記載されている。「種名」が「周波数により該当する可能性のある種」による「区分」とは何を意味するのか理解できない。	コウモリの利用する周波数から可能な限り同定した結果を「区分」と表記致しました。

意見	一般の意見	事業者の見解																																																						
38	10. (597 から 598)において、高度 50m よりも高度 15m の方が多いと記載されていることは、コウモリ類のねぐらが近傍にあることを示唆している。特に通常は樹冠以上の高所を飛翔する「コウモリ目：20kHz」が高度 15m で多いことは、ねぐらの存在を強く示唆しており、改変等によって生息環境に与える影響は極めて重大となる。ただし、「コウモリ目：20kHz」が発声する音圧は強いため、高度 50 および 15m でダブルカウントしている可能性が高い。これらの基本的なデータを見直したのちにコウモリ類の専門家の意見を取り入れた音声調査結果における予測評価を検討すべきである。本調査によるデータの信憑性は低い。	高度調査を実施した地点の環境は耕作地です。当該耕作地付近にはねぐらとなる樹林や人工構造物、岩の裂け目、洞穴等は存在しませんでした。 なお、高度調査における確認回数のダブルカウントの可能性はありますが、本調査は、各高度帯での活動量の違いを把握するために行っており、高度の違いによる利用頻度の違いを相対的に整理しております。予測・評価にあたっては、鳴き声の回数の絶対値ではなく、15m と 50m の値を相対的に比較しており、予測・評価に用いる情報としては問題ないと考えております。																																																						
39	11. (602)で捕獲した個体の「性および齢」を個体別に記載し、出産哺育の可能性について考察すること。	出産哺育の可能性について検討するため、7 月調査時に捕獲した 16 個体について「性および齢」を以下に整理しました。 <table><tr><th>地点名</th><th>種名</th><th>性別</th><th>齢</th></tr><tr><td>B3</td><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td rowspan="3">B6</td><td>ユビナガコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td rowspan="5">B7</td><td>ノレンコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>ノレンコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♀</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♀</td><td>成獣</td></tr><tr><td>B8</td><td>ノレンコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td rowspan="5">B9</td><td>キクガシラコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>ユビナガコウモリ</td><td>♀</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♂</td><td>成獣</td></tr><tr><td>コテングコウモリ</td><td>♀</td><td>成獣</td></tr></table> B3・B6・B8 において捕獲した個体は全てオスでした。B7 及び B9 においては、性比はおおよそ 1:1 程度でした。メスが確認されたのはユビナガコウモリとコテングコウモリでした。ユビナガコウモリは大規模な繁殖集団を作ることが知られておりますが、調査地周辺においてコウモリの集団繁殖地は確認されませんでした。コテングコウモリの出産哺育は樹冠部の葉の茂みや樹洞で行われると考えられており、B7 や B9 付近の森林において出産哺育が行われている可能性があります。	地点名	種名	性別	齢	B3	コテングコウモリ	♂	成獣	B6	ユビナガコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♂	成獣	B7	ノレンコウモリ	♂	成獣	ノレンコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♀	成獣	コテングコウモリ	♀	成獣	B8	ノレンコウモリ	♂	成獣	B9	キクガシラコウモリ	♂	成獣	ユビナガコウモリ	♀	成獣	コテングコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♂	成獣	コテングコウモリ	♀	成獣
地点名	種名	性別	齢																																																					
B3	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
B6	ユビナガコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
B7	ノレンコウモリ	♂	成獣																																																					
	ノレンコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♀	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♀	成獣																																																					
B8	ノレンコウモリ	♂	成獣																																																					
B9	キクガシラコウモリ	♂	成獣																																																					
	ユビナガコウモリ	♀	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♂	成獣																																																					
	コテングコウモリ	♀	成獣																																																					
40	12. (747) から (752) のコウモリ類の予測結果の「ブレード・タワー等への接近・接触」において「改変は風車の設置箇所や一般の搬入路に限定され、風力発電機は間隔が保たれることから、本種が迂回可能な空間は確保される」と記載されているが、コウモリ類が風車を迂回することを示した具体的な根拠(本事業による調査の結果)およ	小回りが不得意な狭長型の翼を持つユビナガコウモリが、狭いトンネル（幅約 3～5m、高さ約 2～4m）を罅にしている事例（ユビナガコウモリ <i>Miniopterus fuliginosus</i> の大規模ねぐらのある人工洞穴へのバットゲート設置とその後の経過、安井他、保全生態学研究 17：																																																						

	び迂回可能な空間の広さを種毎に示すこと。	73-80 (2012)) があります。このトンネル内でぶつからずに飛翔していることから、風力発電機の間を迂回することは容易と考えられます。
41	13. (747) から (752) のコウモリ類の予測結果の「ブレード・タワー等への接近・接触」において「コウモリ類の食物となる昆虫類を誘因する可能性のある夜間のライトアップは行わないことにより、影響は低減できるものと予測する」と予測した科学的根拠(本事業による調査の結果)を示すこと。	光に昆虫が集まることは広く知られており、「走光性」と呼ばれています(例えば、弘中 満太郎・針山 孝彦 (2014) 「昆虫が光に集まる多様なメカニズム」(日本応用動物昆虫学会誌 第 58 巻 第 2 号))。その性質を利用した灯火採集法という調査方法も存在し、一般的調査方法として広く普及していることから、夜間のライトアップを行わないことにより昆虫類の誘引は削減されと考えられます。餌となる昆虫類が削減されればコウモリの誘因も低減できると考えます。
42	14. (1041) の事後調査について、本事業における事後調査は事前に専門家の意見を参考に計画・実施する必要がある。本準備書同様に未熟な者が独断で行うべきではない。	事後調査は事前に専門家の意見を伺い計画しました。今後も必要に応じて専門家の意見を聴取し、事後調査を適切に実施して参ります。

< 景観 >

意見	一般の意見	事業者の見解
43	風力発電があると景観が悪くなるので、建設しないで下さい。景観予想の写真も現状より小さな風力発電にしないで下さい。検討だけして工事を進めないで下さい。	景観の予測評価の参考とした「自然環境アセスメント技術マニュアル」においては、「焦点距離 28 mm もしくは 35 mm のレンズが人間の視野に最も近いとされている」と記載されております。そのため、景観写真は、レンズの焦点距離が 35 mm フィルム換算で 28 mm となるように撮影しました。 また、印刷された紙面では実際の見え方とは異なるため、風車の見える垂直見込角についても計算し、「景観対策ガイドライン（案）」（昭和 56 年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）の見え方に関する知見とともにお示し、評価させていただきました。 なお、今後、景観と併せその他の環境影響も勘案し、環境影響評価準備書に係る審査等も勘案した上で配置等の詳細設計を行うとともに、風力発電機には明度、彩度を抑えた塗装を施し、景観との調和を図ってまいります。

日刊新聞紙における公告

南日本新聞 (令和3年6月4日 朝刊 11面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画 環境影響評価準備書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲角 秀幸
所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

対象事業の名称 (仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画

種類 風力発電所設置事業(リブレース)
規模 発電設備出力 2万8000キロワット

二、対象事業実施区域 鹿児島県鹿屋市、垂水市、霧島市

三、縦覧の場所

鹿児島県庁…環境林務部環境林務課

鹿屋市…鹿屋市役所本庁一階ロビー、

垂水市…垂水市役所牛根支所一階応接室

霧島市…霧島市役所本庁本館二階環境衛生課、
福山総合支所ロビー

四、縦覧の期間・時間

期間 2021年10月27日(水)～11月26日(金)
時間 土・日・祝日を除く開庁時に準じます

電子縦覧 <https://www.eurus-energy.com/assessment/28615/>

(※縦覧期間終了後も12月10日まで、弊社ホームページにて閲覧いただけます。)

五、意見書の提出 準備書について、環境保全の見地からのご意見を

お持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、

2021年12月10日(金)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に

投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

六、説明会の場所・日時

鹿屋市…輝北総合支所2F大会議室A(鹿屋市輝北町上百引

3914)(11月3日(水・祝) 10時～12時)

霧島市…福山公民館(霧島市福山町福山5290-61)

(11月4日(木) 19時～21時)

垂水市…牛根地区公民館(垂水市二川553-1)

(11月5日(金) 19時～21時)

七、お問合せ先(意見書の提出先)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

TEL03-5404-5337(環境アクセス担当:青木)

問合せ時間:9時15分～12時、13時～17時30分(土・日・祝日を除く)

鹿屋市 広報紙による「お知らせ」
(令和 3 年 10 月 13 日発行 「広報かのや」)

お知らせ

風力発電事業計画の環境影響 評価について情報公開します

輝北地域で風力発電を行っている株式会社ユーラスエナジーホールディングスが設備更新計画に関する「環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を実施します。

●準備書の縦覧

- 期間=10月27日(水)～11月26日(金)
- 場所=市役所 1 階ロビー、輝北総合支所 1 階応接室
- 意見書=10月27日～12月10日(金)に意見書を意見
書箱に投函^{かん}又は郵送

●説明会

- 日時=11月3日(水・祝) 10:00～
- 場所=輝北総合支所 2 階大会議室 A

問 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
Tel 03-5404-5337

霧島市 広報紙による「お知らせ」
(令和3年10月12日発行 「広報きりしま」)

みんなのじんけん講座

■ひきこもりとは

世代を問わず課題となっている引きこもり。県内の取り組みを例に、一緒に考えてみませんか。

●日時 10月26日(火)午後7時～8時

●場所 国分公民館大研修室

●講師 大倉一真さん(パーソナルサービス支援機構代表理事)

●対象 市内に在住か市内事業所に勤務する成人

●定員 20人先着20人

●申込方法 住所、氏名、電話番号を直接か電話、ファクス

●問い合わせ 社会教育課 ☎(64) 0708、FAX(64) 0731

風力発電事業更新計画 環境影響評価への意見

輝北風力発電の設備更新に伴う環境影響評価準備書を縦覧し、意見を募集します。

■縦覧・意見

●期間 10月27日(水)～11月26日(金)

●時間 午前8時15分～午後

5時

※土日・祝日を除く。

●場所 環境衛生課、福山総合支所ロビー

※意見書は12月10日(金)までに、縦覧場所の意見箱に所定の様式で投函か、事業者(ユークスエナジーホールディングス 〒105-1000 1東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階)に郵送してください。

■住民説明会(申し込み不要)

●日時 11月4日(木)午後7時から

●場所 福山公民館

●問い合わせ 環境衛生課 ☎(64) 0950

霧島市奨学生

市教育委員会では令和4年度霧島市奨学生を募集します。

●対象 市内に住民票がある人の子どもで、高校、高専、専門学校、短大、大学、大学院に在学・進学(予定)し、人物が優秀で学習意欲があり、学費の支払いが困難な人

※原則、国や県の奨学金との併用はできません。(国の給付型奨学金を除く)

●貸与月額 高校など／1万8千円、大学など／4万4千円～6万4千円、大学院／8万7千円

※全て無利子。大学などの貸与月額は、国の奨学金・第一種(無利子)と同額です。詳細は、問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

●貸与期間 当該学校の正規の修業期間中

霧島市みまもりあいプロジェクト

～安心して一人歩きができる地域づくり～



インターネットによる「お知らせ」 (鹿児島県 ウェブサイト)

緊急情報

11月18日 [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)

[緊急情報一覧を見る](#) 緊急

いいね！ 171

ツイート

更新日：2021年10月27日

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

株式会社ユラスエナジーホールディングスが「(仮称) 輝北風力発電事業Ⅰ更新計画」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。(令和3年11月26日まで)

詳しくは事業者のホームページを御覧ください。

[株式会社ユラスエナジーホールディングスホームページ\(外部サイトへリンク\)](#)

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和3年7月29日	(仮称) 鹿毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:185KB)
令和3年7月29日	(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:144KB)
令和3年7月16日	(仮称) 伊佐・ヌアの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:143KB)
令和3年7月14日	(仮称) 肝付風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:120KB)
令和3年7月7日	(仮称) 肥後ウインドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:142KB)
令和3年6月29日	(仮称) 北薩風力(西地区・東地区) 風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF:223KB)
令和3年6月25日	(仮称) 鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF:124KB)
令和3年6月22日	(仮称) 新南太田ウインドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:140KB)
令和3年5月25日	(仮称) 肥後風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF:137KB)

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF:237KB\)](#)

インターネットによる「お知らせ」
(鹿屋市 ウェブサイト)

リれき [\(仮称\) 輝北風力発電事業 | 更新計画に係る環境影響評価準備書の縦覧](#) ○

更新日：2021年10月

★
マイ
ペー
ジ

(仮称) 輝北風力発電事業 | 更新計画に係る環境影響評価準備書の縦覧

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画する風力発電事業（更新計画）について、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されています。

詳細は下記ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

関連リンク

- [\(仮称\) 輝北風力発電事業 | 更新計画環境影響評価準備書（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）](#)

お問い合わせ

鹿屋市輝北総合支所住民サービス課

電話番号：099-486-1111

FAX番号：099-486-1057

(株) ユーラスエナジーホールディングス

環境アセスメント担当 青木

電話番号：03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」 (霧島市 ウェブサイト)

[ホーム](#) > [くらし](#) > [環境](#) > [再生可能エネルギー](#) > 風力発電事業更新計画環境影響評価への意見

更新日：2021年10月21日

風力発電事業更新計画環境影響評価への意見

輝北風力発電の設備更新に伴う環境影響評価準備書を縦覧し、意見を募集します。

縦覧・意見

- 期間：10月27日（水曜日）～11月26日（金曜日）
- 時間：午前8時15分～午後5時（土日・祝日を除く）
- 場所：環境衛生課及び福山総合支所ロビー
- 意見書は、12月10日（金曜日）までに縦覧場所の意見箱に所定の様式で投函または事業者（ユーラスエナジーホールディングス〒105-0001東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル7階）に郵送してください。

住民説明会（申し込み不要）

- 日時：11月4日（木曜日）午後7時～
- 場所：福山公民館

関連リンク

○ 事業者ホームページ<https://www.eurus-energy.com/assessment/28615/>

お問い合わせ

市民環境部環境衛生課環境保全グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3-45-1
電話番号：0995-64-0950

インターネットによる「お知らせ」
(垂水市 ウェブサイト)

[トップ](#) > [暮らしの情報](#) > [まちづくり・環境・交通](#) > [環境・エネルギー](#) > [新エネルギー](#) > 環境影響評価準備書の情報公開

ツイート

いいね! 0

更新日：2021年11月1日

環境影響評価準備書の情報公開

(仮称) 輝北風力発電事業I更新計画

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、「(仮称) 輝北風力発電事業I更新計画」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。

詳細は下記ウェブサイトよりご確認ください。

詳細

- [環境影響評価図書ウェブサイト](#) (外部サイトへ別ウインドウで開きます)

WEB縦覧期間

- 令和3年10月27日(水曜日)～令和3年11月26日(金曜日)

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

電話：03-5404-5337

お問い合わせ

垂水市役所企画政策課地域振興係

鹿児島県垂水市上町114

電話番号：0994-32-1111

ファックス：0994-32-6625

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (1/4)

2021.10.27 更新

(仮称) 輝北風力発電事業！ 更新計画に係る環境影響評価準備書の公表、縦覧について

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 輝北風力発電事業！ 更新計画

令和3年10月27日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和3年10月27日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 輝北風力発電事業！ 更新計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、鹿児島県知事及び鹿屋市長、垂水市長、霧島市長に送付しました。
 準備書及び要約書を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 輝北風力発電事業！ 更新計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大20,800kW(定格出力4,300kW級風力発電機を6基設置) ※最大出力が風力発電所出力を上回る場合は、これを下回るよう出力制限により対応する。 ※事業を行うにあたっては、既設の風力発電機16基を撤去し、新設の風力発電機を6基設置する。
対象事業実施区域	鹿児島県鹿屋市、垂水市及び霧島市の市境界付近

縦覧について

縦覧の場所	鹿児島県庁 環境林務部環境林務課 鹿屋市：鹿屋市役所本庁一階ロビー、鹿屋市役所輝北総合支所一階応接室 垂水市：垂水市役所牛根支所ロビー 霧島市：霧島市役所本庁本館二階環境衛生課、福山総合支所ロビー
縦覧期間	令和3年10月27日(水)から令和3年11月26日(金)まで (※縦覧期間終了後も12月10日まで、弊社ホームページにて閲覧いただけます。)
縦覧時間	土・日・祝日を除く開庁時に準じます。

インターネットによる「お知らせ」
((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (3/4)

意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和3年10月27日（水）から令和3年12月10日（金）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。

《仮称》輝北風力発電事業！更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

 [268 KB]

住民説明会の開催について

- 鹿屋市: 輝北総合支所2F 大会議室A（鹿屋市輝北町上百引3914）
（11月3日10時～12時）
- 霧島市: 福山公民館（霧島市福山町福山5290-61）
（11月4日19時～21時）
- 垂水市: 牛根地区公民館（垂水市二川553-1）
（11月5日19時～21時）

※金会場ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来場時にはマスクのご着用をお願いします。
また、ソーシャルディスタンスを確保するため、金会場ともに参加人数を制限させていただく場合がございます。

お問い合わせ

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ビューリック神谷ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）

インターネットによる「お知らせ」
((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (2/4)

— 準備書

表紙 - 目次	 [700 KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 [448 KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	 [7 MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 [14 MB]
第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	 [12 MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 [1 MB]
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	 [1 MB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告及び事業者の見解	 [1 MB]
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 [15 MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	 [448 KB]
10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	 [6 MB]
10.1.2 水の濁り	 [8 MB]

インターネットによる「お知らせ」
((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (3/4)

10.1.4 動物	 [22 MB]
10.1.5 植物	 [17 MB]
10.1.6 生態系	 [15 MB]
10.1.7 景観	 [5 MB]
10.1.8 人と自然とのふれあいの活動の場	 [8 MB]
10.1.9 廃棄物等	 [266 KB]
10.2 環境の保全のための措置	 [1 MB]
10.3 事後調査	 [1 MB]
10.4 環境影響の総合的な評価	 [2 MB]
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 [415 KB]
第12章 その他環境省令で定める事項	 [8 MB]
資料編	 [1 MB]
要約書	 [12 MB]

— 準備書及び要約書について

